

# 広島高速道路公社B I M / C I M活用業務実施要領

(令和6年3月27日 企画調査部長通達第20号)

(趣旨)

第1条 この要領は、B I M / C I Mの目的である3次元モデル等の活用により、一連の建設生産・管理システム全体の効率化・高度化を図るため、測量・調査、設計、施工、維持管理・更新の各段階のうち、上流工程の「測量・調査、設計」において、「B I M / C I M活用業務」を実施するにあたり必要な事項を定める。

(対象業務)

第2条 次に示す業務に該当するものをB I M / C I M活用業務の対象とする。

- (1) 測量業務共通仕様書に基づき実施する測量業務
- (2) 地質・土質調査業務共通仕様書に基づき実施する地質・土質調査業務
- (3) 設計業務等共通仕様書に基づき実施する道路に係る設計及び計画業務（道路設計、地下構造物設計、トンネル設計、橋梁設計等）

2 なお、上記の他に、発注者が必要と認めた場合は、発注者指定型又は受注者希望型でB I M / C I M活用業務の対象としてもよい。

(3次元モデルの活用)

第3条 業務ごとに発注者が3次元モデルの活用内容を明確にしたうえで、受注者が3次元モデルを作成し、受発注者で活用するものとする。

2 実施にあたっては、受発注者間で活用内容及び3次元モデルの詳細な作成内容（作成範囲・詳細度・属性情報等）を協議する。

3 活用内容については、「直轄土木業務・工事におけるB I M / C I M適用に関する実施方針」（国土交通省・令和5年3月）別紙1「義務項目、推奨項目の一覧」を参考に選定する。

4 3次元モデルの作成にあたっては、活用内容を満たす必要十分な程度の範囲・精度で作成するものとし、活用内容以外の箇所の作成を受注者に求めないものとする。

5 義務項目については、原則として全ての詳細設計（実施設計含む）において活用する。

6 推奨項目については、業務の特性に応じて活用する。特に、大規模な業務及び条件が複雑な業務については、推奨項目の活用が有効であり、積極的に活用する。

7 なお、設計図書は2次元図面とし、3次元モデルは参考資料として貸与するものとする。

(B I M / C I M活用業務の発注方法)

第4条 B I M / C I M活用業務については、入札公告、特記仕様書等に別添の記載例を参考に明記する。なお、B I M / C I M活用業務は、次の発注方式を標準とする。

(1) 発注者指定型

発注者の指定により3次元モデルの活用を行う方式である。

詳細設計業務については、原則として義務項目を活用するものとし、発注者指定型を適用する。

また、推奨項目を発注者の指定により実施する場合も、発注者指定型を適用する。

なお、発注者指定型であっても、受注者からの提案により活用内容を追加することを積極的に検討されたい。

(2) 受注者希望型

契約締結後において受注者から3次元モデルの活用希望があった場合に、3次元モデルの活用を行う方式である。

(業務費の積算)

第5条 BIM/CIM活用業務による費用は、活用内容の詳細が受注者との協議により決定すること及び3次元モデルの作成に要する作業が標準化の途上であることから、契約締結後に受注者からの見積により契約変更で対応する。

2 実施内容及び費用については受発注者間で事前協議を行うものとし、当該業務において発注者が必要と認めるもの限り、費用計上の対象とする。

3 受注者は、BIM/CIM実施計画書に基づいた見積書を提出し、発注者は妥当性を確認したうえで費用を計上する。

(BIM/CIM活用業務の実施方法)

第6条 次に基づき、3次元モデルを活用する。

(1) BIM/CIM実施計画書

3次元モデルの活用について、受発注者間で協議し、次の内容を記載する。

- ア 3次元モデルの活用内容（実施内容、期待する効果等）
- イ 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの使用等）
- ウ 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- エ 3次元モデルの作成担当者
- オ 3次元モデルの作成・活用に要する費用

(2) BIM/CIM実施報告書

BIM/CIM実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、次の内容を記載する。

- ア 3次元モデルの活用概要（実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む）
- イ 作成・活用した3次元モデル（作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等）
- ウ 後段階への引継事項（対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等）
- エ 成果物
- オ その他（創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等）

(3) BIM/CIM適用業務の確認

発注者は、受注者が3次元モデルを作成・活用するにあたって、次の内容を確認する。

- ア 3次元モデルの作成内容の確認
  - (ア) 測地系、単位系が正しく設定されているか
  - (イ) 構造物等が正しい位置に配置されているか
  - (ウ) 無償ビューワーで3次元モデルを閲覧可能か
  - (エ) BIM/CIM実施計画書で示した3次元モデルが作成されているか
- イ 実施報告書の記載内容の確認
  - (ア) 実施概要、効果の結果等が記載されているか
  - (イ) 引継事項が記載されているか（対応する無償ビューワーの種類、活用時の注意点等）

(ウ) 2次元図面と3次元モデルの整合に関する情報が記載されているか  
ウ 電子成果品の納品内容の確認

(ア) 各電子納品要領に基づきBIM/CIMフォルダが作成されているか

(イ) 納品された3次元モデルは、オリジナルデータの他、IFC又はJ-LandXMLのデータ形式で格納されているか

(業務成績評定における措置)

第7条 次のとおり業務成績評定を行う。

(1) 発注者指定型

主任調査員は、「実施状況の評価：創意工夫：当該業務の特性を考慮しつつ、新たな、あるいは高度な調査・解析・設計等の手法・技術に関する提案がなされている。」において評価するものとし、「推奨項目」のうちいずれか1つ以上を実施した場合は、業務成績評定への加点を+0.4点(+1.0点(評価対象項目の評価点)×0.4(業務成績評定点における評定者(主任調査員)の割合))とする。

ただし、受注者の責により、第3条において設定された項目の一部又は全部においてBIM/CIMの活用ができない場合は、契約違反として業務成績評定から措置の内容に応じて減点する。

(2) 受注者希望型

主任調査員は、「実施状況の評価：創意工夫：創意工夫、提案力等にかかる特筆すべき事項がある。」において評価するものとし、「義務項目」又は「推奨項目」のうちいずれか1つ以上を実施した場合は、業務成績評定への加点を+0.4点(+1.0点(評価対象項目の評価点)×0.4(業務成績評定点における評定者(主任調査員)の割合))とする。

ただし、契約締結後、受注者からの提案によりBIM/CIM活用を行う予定としていたもので、BIM/CIMの活用ができない場合は、契約時の受注者の選定に影響を与えないため、業務成績評定での減点を行わない。

なお、入札時の技術提案により実施する業務で、受注者の責により、自ら提案した項目の一部においてBIM/CIMの活用ができない場合は、契約違反として業務成績評定から措置の内容に応じて減点する。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ受発注者協議して定める。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 広島高速道路公社BIM/CIM活用業務実施要領(令和4年4月1日)は廃止する。

附 則

この通達は、令和6年4月1日から施行する。